

作成年月日	平成30年8月27日
作成課室名	企画県民部広域調整課

## 「平成30年度地方分権改革に関する提案募集」における 関係府省からの第1次回答に対する本県意見

本県が「平成30年度地方分権改革に関する提案募集」に提案したもののうち、地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議（座長：神野直彦東京大学名誉教授）において、関係府省との間で調整を行う項目について、関係府省の第1次回答が公表された。

第1次回答の内容が現行法の規定により対応不可とするものに対しては、提案内容の真摯な検討を求める。また、検討時期が明示されていないものに対しては、本県提案を早期に実現するために時期を明示して対応することを求める意見を提出する。

※本県意見については別添のとおり

### 1 本県提案に対する関係府省の第1次回答の区分（兵庫県分析）

第1次回答の区分	提案項目
提案を踏まえて今後対応を検討  (5項目)	① 国立公園の集団施設地区において企業保養所等を公園事業（宿舎）として認める要件の明確化及び認可権限の知事への移譲 ② 農地中間管理機構が行う単純な業務の委託に係る知事承認の廃止 ③ 投票管理者選任要件を「選挙権を有する者」に緩和 ④ 投票立会人選任要件を「選挙権を有する者」に緩和 ⑤ 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記申請の特例に一部名義人が認可地縁団体の場合を追加
対応不可等  (3項目)	⑥ 介護保険における施設移転に際しての住所地特例の継続 ⑦ 介護老人保健施設と看護小規模多機能型事業所について、定期借地権を利用した未利用国有地の減額貸付対象化 ⑧ 移住希望地域で空き家を活用した生活体験に対する旅館業法の適用除外

### 2 今後のスケジュール

9月上旬～中旬	内閣府から関係府省への再検討を要請
10月上旬	関係府省からの第2次回答を公表
10月～11月	内閣府と関係府省との事務折衝・政務折衝
12月中旬	対応方針を閣議決定し、所要の法律案を国会に提出

【問い合わせ先】 企画県民部政策調整局広域調整課 078-362-4008

「平成 30 年度 地方分権改革に関する提案募集」における関係府省からの第 1 次回答に対する本県意見

	提案項目	提案において措置を求める内容	関係府省からの第 1 次回答の概要	本県意見の要旨
①	国立公園の集団施設地区において企業保養所等を公園事業（宿舍）として認める要件の明確化及び認可権限の知事への移譲  <b>【重点事項】</b>	国立公園の集団施設地区内では、公園利用施設として認められる施設（宿舍等）の新築や改修等の整備について、建築面積、高さなどの規制基準が弾力的に運用されるが、施設の一部を一般利用に供する企業保養所や会員制ホテル等については、公園事業（宿舍）として国が認める具体的な要件が示されていないため、公園事業（宿舍）として位置付ける要件（参酌基準）を示すこと。あわせて、認可権限を都道府県知事に移譲すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園事業に求められる公益性・公平性が確保できるか更なる検証を行う。</li> <li>今年度以降、引き続き検討を進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者の予見可能性を高めていく必要があるため、企業保養所等を公園事業として位置付ける要件を平成 30 年度中に明確に示すこと。</li> </ul>
②	農地中間管理機構が行う単純な業務の委託に係る知事承認の廃止  <b>【重点事項】</b>	農地中間管理機構は、農地中間管理権取得等の主要業務について外部委託が禁止されているとともに、主要業務以外であっても業務を外部委託する場合には知事の承認が必要となっているが、農地管理のために行う単純な業務及び事業計画に基づく普及啓発業務の外部委託に限り、知事の承認を不要とし、事務手続きを簡素化すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地中間管理事業の推進に関する法律の施行後 5 年（平成 30 年）を目途に、機構事業の手の煩雑さの解消等について総合的に検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請者及び行政の両方の負担軽減となるよう単純な業務の委託においては、改めて知事が承認する必要はないと考えている。</li> <li>平成 30 年度中に見直しを行うこと。</li> </ul>
③	投票管理者選任要件を「選挙権を有する者」に緩和  (県・市町連携：播磨町、町村会)	投票管理者の選任要件である「当該選挙の選挙権を有する者」について、投票環境の向上を進めるため、期日前投票所や共通投票所と同様に住所地の要件を外して「選挙権を有する者」に緩和すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務省「投票環境の向上方策等に関する研究会」（H30.8）で「投票管理者・投票立会人等の選任要件について、その確保を容易にするための見直しを行ってはどうか」との指摘があった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>投票所の増設をはじめとした投票環境の向上の観点から、要件緩和は喫緊の課題である。</li> <li>平成 31 年執行の統一地方選挙までに法改正を行い、要件を緩和すること。</li> </ul>
④	投票立会人選任要件を「選挙権を有する者」に緩和  (県・市町連携：播磨町、町村会)	投票立会人の選任要件である「各投票区における選挙人名簿に登録された者」について、投票環境の向上を進めるため、期日前投票所や共通投票所と同様に投票区の要件を外して「選挙権を有する者」に緩和すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>同研究会での議論を踏まえ今後の対処を検討する。</li> </ul>	
⑤	認可地縁団体が所有する不動産に係る登記申請の特例に一部名義人が認可地縁団体の場合を追加  (県・市町連携：稲美町、町村会)	認可地縁団体が所有する不動産に係る登記申請の特例について、当該特例制度が導入される以前に、認可地縁団体と「所在が不明である構成員」との共有名義として登記された不動産においても、認可地縁団体が所有する不動産の登記申請の特例が使えるよう、登記名義人が自然人であるという制限を緩和し、市町長が特例の申請を受理し、手続きの上、証明書を交付できるようにすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方自治法第 260 条の 38 第 1 項において「認可地縁団体が所有する不動産であって表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であるもの」と規定されている。どのような対応が可能か検討したい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支障事例は、現在制度化された特例措置が当時には無かったため、認可地縁団体とその構成員の共有名義で登記を行ったもの。</li> <li>本県提案は、認可地縁団体とその構成員による共有名義の不動産を当該地縁団体名義に一元化することを目的としており、特例措置の適用対象を拡大する等の救済方策を早急に検討すること。</li> </ul>

	提案項目	提案において措置を求める内容	関係府省からの第1次回答の概要	本県意見の要旨
⑥	介護保険における施設移転に際しての住所地特例の継続 (県・市町連携：多可町、町村会)  【重点事項】	他市町から軽費老人ホームに入居した者が、認知症の進行により同一市町内にある認知症高齢者グループホームに移ると住所地特例は適用されない。このため、住所地特例の対象外とされている施設のうち、対象施設の同一市町内にある認知症高齢者グループホームを住所地特例の対象とすること。	・認知症グループホームは、住み慣れた地域で地域住民との交流を図りながらサービスを提供できるよう地域密着型サービスと位置づけており、認知症グループホームを <b>住所地特例の対象として</b> 、市町村域を越えた利用を前提としたサービスと <b>位置づけることは困難である</b> 。	・本県提案は、ケアハウス等の施設に入所していた者が <b>その施設と同一市町に所在する認知症グループホームを利用する場合を前提としている</b> 。 ・一般的な市町域を越えた利用の場合とは異なる。 ・認知症グループホームは地域密着型サービスに位置づけられているが、住所地特例が適用される入所施設の機能を補完しており、住所地特例が継続できないのは不合理である。 ・施設所在市町に給付費の負担が偏らないようにする住所地特例の趣旨を踏まえて、是正措置を検討すること。
⑦	介護老人保健施設と看護小規模多機能型事業所について、定期借地権を利用した未利用国有地の減額貸付対象化  【重点事項】	都市部の未利用国有地で定期借地権を利用して介護施設等を整備する場合、貸付料が50%減額（10年間）されるが、①介護老人保健施設と②看護小規模多機能型事業所は、減額対象の介護施設等と同様に介護保険事業に資する施設であるにもかかわらず、対象外となっており、対象施設とする考え方の均衡がとれていないため、定期借地権を利用した未利用国有地の減額貸付の対象とすること。	・国有地の減額貸付は、財政法第9条における「法律に基づく場合」として例外的に認められている。 ・例外規定として、国有財産特別措置法第3条において、減額貸付のできる事例は限定列挙されており、当該2施設は同法に規定する「社会福祉事業の用に供する施設」に該当しないため、 <b>減額貸付の適用は困難である</b> 。	・在宅介護、療養生活を支える施設、事業所の整備は急務である。 ・当該2施設についてもニーズが高いことから、財政法第9条及び国有財産特別特措法第3条に基づく <b>減額貸付の対象とするように、関係法令の改正を行うこと</b> 。
⑧	移住希望地域で空き家を活用した生活体験に対する旅館業法の適用除外 (県・市町連携：上郡町、町村会)	移住希望者が当該市町に移住する目的で、移住希望地域での生活を体験する間に、市町の空き家バンクに登録済みの空き家でお試し居住する場合は、特定の空き家を取得又は賃貸する前提で短期居住する場合と同じく旅館業法の適用除外とすること。	・ <b>旅館業法の適用</b> を受ける「宿泊料を受けて、不特定多数の者が反復継続して、人を宿泊させるもの」に <b>該当しないことを確認できない</b> 。	・地方自治体を実施する移住体験事業において空き家の利用制約を設けることで、 <b>不特定多数の者が利用しないことや反復継続した利用を排除することは可能であり、旅館業法の適用除外とすること</b> 。

(注1) 重点事項とは、地方分権改革有識者会議の提案募集検討専門部会において、関係府省からのヒアリングを行い提案内容に関し集中的に調査・審議を行う案件。